

平成 22 年度 第 4 回瀬戸市環境審議会議事録		
日 時	平成 23 年 1 月 17 日 (月) 午前 9 時 45 分 ~ 11 時 15 分	
場 所	瀬戸市役所 3 階 全員協議会室	
出席者	審議会委員	委員 8 名 (欠席 : 石神委員、岡本委員、加藤委員、小網委員、玉木委員、水野委員、古橋委員、石川委員)
	事務局	山田市民生活部長、高木環境課長、山内課長補佐、加藤環境保全係長、中村主事、久野主事
次 第	内 容	
1 開会	<ul style="list-style-type: none"> ・開会の挨拶 ・欠席委員の確認 (荒天 (降雪) のために欠席する委員が多いものの、定足数を満たし、会議は成立したことを報告) 	
会 長	・あいさつ	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・質問要望書の説明。環境基本計画案についての市民説明会開催の要望であるが、基本方針やリーディングプロジェクトでも示している通り、計画策定・進行への市民参画は重要であると考えているため、計画策定後に、計画の周知・啓発に努める旨回答することを報告した。 	
2 議事	以下のとおり。	
議事 (1)	計画 (案) に対するパブリックコメント手続の結果について	
事務局	<p>資料の確認</p> <p>事前送付資料の資料 2 「パブリックコメント手続の結果と対応 (案) について」及び資料 4 「パブリックコメント手続の結果と対応 (案) について (訂正分) 」に基づいて、内容説明を行なった。</p>	
副会長	・市の考え方はホームページ等でも公表するのか。	
事務局	・意見の要旨と市の考え方について、市ホームページを通じて公表する予定である。	
副会長	<ul style="list-style-type: none"> ・意見 No. 2 にあるような前計画の総括に関する指摘は、もっともである。計画案への修正はされたようだが、踏み込んだ評価は表現されていない。 ・意見は、計画による取り組みの数ではなく、取り組みの中身の評価を問うているものだが、審議会においても必ずしも十分な議論をする時間はなかった。表現を変更すべきとは言わないが、前計画での 10 年間に、市の環境がどう変わったのかという評価が弱いということは言える。 	
会 長	<ul style="list-style-type: none"> ・前計画の総括については、前計画の達成度に関する評価を表にまとめ、計画書の資料編に掲載する旨説明があったが、意見要旨等を公表する際、その旨も併せて提示するのか。 	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・公表は計画策定後であるため、意見要旨等と併せて計画書の資料編を参照できるように配慮する。 	
副会長	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物最終処分場の問題については、市民の関心の高さに比べると、危機感の表現が弱い。特に、意見 No. 5 にある「市の考え方」について、意見は最終処分場についてのものであり、資源循環に触れた中間処理施設に関する記述は、不要である。 	

事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘のとおり、意見は最終処分場について言及しているので、「市の考え方」にある冒頭の3行は削除する。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・意見 No.31 にある水源を保護する新条例について、水道法に基づいて制定されるものと考えますが、水道法では、地方公共団体の責務として、水源と水道施設、そしてその周辺の清潔保持を謳っているが、計画書にある「水源林の保護」とは趣旨が異なるのではないかと。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・水源を保護する新条例については、水道法に基づいて、水道水の安全の確保や水源等の衛生保持を趣旨として制定されることになろうかと考えるが、水源の衛生保持の結果として水源林が保護されるとか、周辺の開発が結果的に抑制されるような配慮が求められるといった効果も発生すると思われる。このことは環境基本計画が期待する効果として、非常に重要な部分であると考えられるが、水道課と環境課で協議し、条例の具体的なビジョンを現在検討している。枠組みとしては水道法ではあるが、環境基本計画としては、その枠組みから出てくる効果が重要であると考えている。
副会長	<ul style="list-style-type: none"> ・水源林の保護ということに踏み込んだ条例制定が可能か、という点についてはどうか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・現段階では、新条例の具体的なビジョンまで検討が進んでいないのが実情ではあるが、全国をみると、周辺の水源林の持っている機能や役割に着目して保護している事例もあり、決して不可能ではないと考えている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・水道法が定めている清潔保持を明示しないで、効果としての開発抑制に言及するのは適切ではないのではないかと。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・確かに、水源の清潔保持が趣旨であるので、開発抑制という部分は言及し過ぎかもしれないが、意見はその開発抑制についての考え方を聞いている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・水道法に基づいた水源保護条例というのは、厚生労働省の調べでは全国約200市町村で制定されているというデータがある。多くの市町村が、条例の立法根拠を水道法に置きつつ、目指すところは、開発規制や産業廃棄物処理施設の排除であるのが実情と考える。 ・浄水場の原水を取水する地点に集まってくる集水域全体という「水源地」を保護・保全するということは、水道法の趣旨にかなうものである。 ・条例の構成は各自治体で様々であるが、具体的な水源地の範囲は、後から検討していくという仕組みをとっている条例も多い。取水地点から上流域全体が保護・保全の対象となり得るという立法趣旨だと解釈している。

会 長	<ul style="list-style-type: none"> ・以前、伊東市、旧清水市などで同様の条例制定に携わったが、市域の最下流に取水をしているような例では、市街化区域以外の全域を水源保護区域として、一定面積以上の開発に対して代書措置を求めた。また、ゴルフ場で使用する農薬による水源への影響が懸念されていた地域では、化学物質の影響や安全性の立証責任を開発事業者に転換するという手法を用いた。 ・このように、水道法2条や43条を根拠として、様々な手法が可能であり、流れている水だけではなく、水源周辺の森林の保護や開発抑制等も、十分に、条例によって対応できると考える。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・水道法に基づく条例であるということを明確にすべきだと考える。また、安全で安心な水道水を確保するためにも、水道法にいう取水施設や浄化施設といった本来の水道施設の清潔保持を明示せずに、森を守ることだけを示すのでは、不十分ではないか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・水源林を保護するというのが、「清浄にして豊富低廉な水の供給を図る」という水道法の趣旨に合うことは、厚生労働省でも異論がない。 ・また、「水」に関するプロジェクトの内容として掲げられている新条例では、水道法の趣旨を超えた土地利用の制限はできない。それを踏まえて、森林や生態系を保護・保全する「自然保護」に関するプロジェクトで掲げられるもう一方の新条例がある、というのが今回の計画の構造である。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・水道法という根拠法令を明記した方が良いという意見について、(そのように他法令に依拠する取り組みは他にもあると考えられるが、)全てに対応することは技術的にも難しい。 ・また、水道法が本来の目的としている市民の日常生活に使われる水道水の安全と安心を確保するということは、既に計画書に明らかにされていると考える。
会 長	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントとして提出された意見も含め、安全で安心な水道水を確保するために水源を守るべきという点では、皆が一致している。今回の計画は、水道法あるいは生態系保全等の趣旨に基づいて、新条例を制定していこうというものである。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・馬ヶ城浄水場の水源の一つを視察したが、すぐ近くに産業廃棄物最終処分場を設置する計画がある。水源地への流出の恐れがないとは言い切れないと考える。地元住民も団結して頑張っているが、新条例では、水源の範囲はどのようなものになるか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・条例に対象となる具体的な地域を規定することは、通常ない。規則あるいは市長告示という形式で規定することになると考える。 ・その際、具体的な地域や範囲、規制の方法論等については、専門家の意見等も踏まえながら、検討していく。
会 長	<ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸市の森林をどのように守っていくかという課題に対して、条例の内容等は今後、具体的に検討されていくと考える。計画としては、2つの新しい条例制定を明確に掲げているので、表現はこのままで良い。 ・今後は、条例の具体的な中身や区域、実効性の確保が課題になると考える。

委員	<ul style="list-style-type: none"> ・道の駅「瀬戸しなの」の来場者数の目標値は、どのように算出したか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・主管課である産業課と都市整備課とに照会した結果を掲載している。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント手続の対応として、意見 No.5 に対する「市の考え方」にある冒頭3行を削除することで、審議会としては了承したいと思う。 ・もっとも、計画検討の当初から市民参画・周知は大きな課題となっており、前計画の課題も踏まえると、市民参画による計画の進行管理が重要であると考えます。 ・また、2つの新しい条例の検討・制定についても、専門家や市民の意見を聞きながら、しっかりと取り組んでほしい。
議事(2)	答申について
事務局	答申までのスケジュールや流れについて説明を行なった。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・市長に対し、計画を進めていく上で留意してほしい事項はあるか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントとして提出された意見を見ると、提出者数は少ないものの、意見の項目数は多く、計画書を熟読した上で関心をもち、非常に深い意見をいただいたと考える。意見への対応として、これまでの議論されたものもあったし、議論を踏まえて市が判断したものがあったが、寄せられた意見の中でも特に重要なものについては、付帯意見として採用すべきだと考える。 ・今回の計画には、市民の意見から積み上げられたものがなく、行政によって考えられた理想像が並べられているような印象も受ける。前計画もそうであったし、その前計画に対する総括が不十分だという指摘もある。計画が市民にとって身近で、市民生活に密接に関わるものであるということが認識されずに、前計画の期間が過ぎたが、審議会としても、それに対する努力をした。ただ、審議時間も足りず、会としての限界があった。 ・今後は、市民にいかに計画を発信し、実効性を担保するかが重要である。計画が、絵に描いた餅として10年間を終えることのないように、実効性を担保するためのあらゆる措置を講じてほしい。それを市長や、市の幹部に提言したい。
副会長	<ul style="list-style-type: none"> ・前計画の策定時やその見直し時には、市民参加による検討がなされたが、今回はそれがなく、計画見直しの成果が十分に反映されなかった。今回は、市民によるワークショップもなく、手法としては後退したといえる。 ・仕方のない面もあるが、今後は、市民によるパートナーシップ型組織をしっかりと立ち上げ、5年後であろう計画見直し時には、市民参加のもとで取り組んでほしい。

委員	<ul style="list-style-type: none"> これまで、瀬戸市内の小学校では継続的に環境教育に取り組んできた。ただ、環境について学んでいる世代というのは、小中学生から高校生までの世代と、実生活の中で身近な環境問題を振り返るゆとりのある世代であって、それらの中間の世代が欠落していると感じている。環境塾を中心として、公民館などを通じた環境教育にも取り組んでいかなければ、これからの環境教育は浸透していかない。将来にわたって環境を考え続けるという機会を提供することを中心に、市民と行政とが双方向で考えて行く必要がある。
副会長	<ul style="list-style-type: none"> 地区別環境配慮指針の策定についても、付帯事項とすべきと考える。地区が、当初から自主的な取り組みとして策定を行うことは困難が多く、行政による支援や専門家の協力がなければ実現しない。十分な支援をしていただきたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 前計画の見直しから関わっているが、まだまだ市民の声が十分に反映されているとは思われない。形だけの市民参加では、市民の声は活かされない。今回の計画によって、環境塾や環境パートナーシップ型組織など、様々な組織が立ちあがりつつあるが、これらと連携しながら、市民参加による計画の推進と進行管理をしながら、市民のための環境をつくりあげていただきたいと、市長にお願いする。
会長	<ul style="list-style-type: none"> 以上で良いか。 答申に付帯する事項の文案作成を、事務局に指示する。 前計画の見直しの成果・反省を活かして、市民に計画をしっかりと発信し、計画を実効性あるものにしていくこと、そして、そのためにパートナーシップ型組織が活躍できるような機会を設けることなどを明記してほしい。また、地域別環境配慮指針を住民参加の下で作成していくことや、学校と地域と家庭とがつながりを保ち、学校での環境教育と家庭での取り組み、地域での取り組みとを行っていくことも明記してほしい。 2つの新しい条例をしっかりと制定していくということも、明記する必要がある。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 答申の文案については、1/19(水)を目途に、事務局から各委員に送付するので、1/28(金)までに文案に対する意見をいただきたい。 その後、修正後の文案について、委員長と副委員長に確認を受け、次回第5回審議の冒頭において最終確認し、同日に市長へ答申していただきたい。
議事(3)	その他
事務局	資料3「第2次瀬戸市環境基本計画(案)」及び資料5「計画書【資料編】目次案」に基づいて、内容説明を行なった。
会長	<ul style="list-style-type: none"> 概要版は何部発行する予定か。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> カラー刷りで1,500部の予定である。

副会長	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な問題点を指摘してきたが、今回答申する計画は、全体としては素晴らしい計画だと考える。 ・これまでの議論の大きな骨組みとしては、森林が130ha失われたことや水道水源の付近に産業廃棄物最終処分場の計画があることを受けて、森林保護と水源保護の2つの新条例を制定するというものであったが、目の覚めるような計画だと考えている。そのことは、概要版でもアピールした方が良いのではないかと。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・新条例についての言及が概要版にはないが、制定を明示した計画である以上、2つの新条例の制定に取り組んでいくことを示しても良い。 ・リーディングプロジェクトを紹介する頁では、イラストが目立ち過ぎる印象がある。何に取り組むのかという重要な事項は、文章で表現しても良い。イラストと文章量のバランスを検討してほしい。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・次回審議では、意見をもとに修正した概要版を示したい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・概要版を配布されただけでは市民は計画を理解できない。計画決定には、概要版の配布と同時に、審議会と市とで、市民に対して説明や質疑応答をする機会を設ける必要があるのではないかと。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・計画決定後には、すぐに進行管理に関する議論を行う必要もある。施策やプロジェクトに対して、どのように取り組んでいくのかというアイデアを市民から得ることも含め、そのような説明会を開催できると良い。市は、前向きに検討してほしい。 ・荒天もあり欠席者の多い会議となったが、欠席者に対し事務局は、資料配布と十分な説明を行うよう指示する。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・答申の文案に加えて、議事録も早急にとりまとめた上、各委員に対して十分な説明を行う。
4 閉会	閉会の挨拶